

(修正案) ■：墨塗り＋下線が修正箇所

## 次期久留米市文化芸術振興基本計画策定に当たっての基本方針について

### 1 目的

この基本方針は、次期久留米市文化芸術振興基本計画（以下「次期基本計画」という。）の策定にあたり、現行の久留米市文化芸術振興基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度〔令和元年度〕。以下「現基本計画」という。）の総括を踏まえ、策定作業を円滑に進めるため、その背景や視点、計画の構成など、次期基本計画策定に関する基本的な事項について定めるものである。

### 2 背景

#### 【計画行政の推進・現基本計画の終期の到来】

- ・ 久留米市では、将来を見通した長期的な都市づくりの指針として新総合計画（基本構想：平成 13 年度～平成 37 年度〔令和 7 年度〕、基本計画（第 3 次：平成 27 年度～平成 31 年度〔令和元年度〕、第 4 次：令和 2 年度～令和 7 年度（策定中）。以下「第 4 次基本計画」という。）に基づき、一貫かつ継続した都市づくりを進めている。
- ・ この総合計画を推進する分野別計画として、今後の久留米市の文化芸術振興の基本的な方向を示し、文化芸術政策における具体的な取組みを明らかにするとともに、文化芸術の振興を都市魅力の向上につなげていくため、「久留米市文化芸術振興基本計画」を策定し、体系的な施策推進を図っている。
- ・ 現基本計画の計画期間が平成 31 年度〔令和元年〕で終了するため、令和 2 年度以降の文化芸術振興に関する指針として、次期基本計画を策定する必要がある。

#### 【社会経済環境の変化】

- ・ 策定にあたっては、人口減少社会や超高齢社会の本格化、経済のいつそうのグローバル化、ダイバーシティ社会やデータ駆動型社会の到来など、地域社会を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、その対応が必要である。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、自然災害等における復興の過程で、被災者に対する心の癒しや活力の創出など、文化芸術が持つ力や役割があらためて認識された。近年では、様々な社会問題の解決策として、アートを用いたアプローチも積極的に行われており、文化芸術の社会的な役割は、ますます拡大している。

#### 【国の文化芸術政策の動向】

- ・ 国においては、平成 29 年 6 月、文化芸術振興基本法の一部改正（名称が「文化芸術基本法」に変更。以下「基本法」という。）が施行され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示された。加えて、この基本法では、地方公共団体においても、政府が定める「文化芸術推進計画」を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定（努力義務）が明記されている。

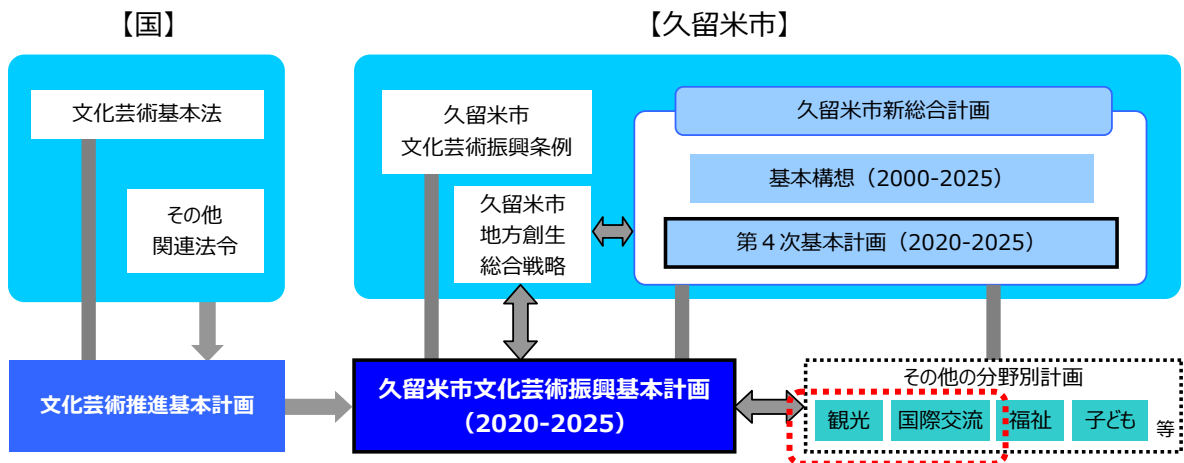
また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に

に文化の祭典でもあり、日本の文化芸術の価値を世界へ発信する好機ともなっている。本市においても、カザフスタン共和国、ケニア共和国の事前キャンプ地となることが決定しており、競技大会と文化芸術を連動させ、相乗効果を図っていく必要がある。

### 3 計画の位置付け

次期基本計画は、第4次基本計画の文化芸術に係る分野別計画と位置付ける。併せて、基本法が要請する、地方版文化芸術推進計画と位置付ける。

また、計画の推進にあたっては、基本法の趣旨に照らし、地方創生をはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、子ども等、本市が策定するその他の関連計画との連携を図りながら、施策を展開する。



### 4 計画の構成

次期基本計画は、現基本計画と同様に、【本編】及び【資料編】で構成し、【本編】については、次の4章で構成する。

- ・ I章 計画策定の背景と目的
- ・ II章 計画の理念と目的
- ・ III章 計画の柱と取組みの内容
- ・ IV章 計画の進め方

### 5 計画の期間

第4次基本計画が、久留米市新総合計画基本構想（25年間）の総仕上げの時期に位置し、その計画期間が、一定の具体的都市づくりを戦略的に想定できる6年間（令和2年度～令和7年度）とされていることを踏まえ、同基本計画の分野別計画と位置付ける次期基本計画についても、その計画期間を、同様の6年間（令和2年度～令和7年度）とする。

### 6 策定のポイント

次期基本計画の策定にあたっては、以下の視点をもって策定を行う。

#### (1) 本市の地域特性を活かした計画づくり（地域性・独自性）

- ・ 社会経済環境が大きく変化する中で、時代潮流に的確かつ迅速に対応するとともに、本市が強みを持つ多彩な文化資源など、地域特性や地域の自主性を追求した計画を目指す。

## (2) 施策の選択と集中を明確にした計画づくり（優位性・重点性）

- ・ 次期基本計画は、本市の文化芸術政策の指針としての位置付けを明確化するとともに、施策の優先性・重点性を明らかにした計画を目指す。

## (3) 市民との協働（共有性）

- ・ パブリックコメント等を用いて多様な市民意見を取り入れるとともに、市民と共有できる分かりやすい計画を目指す。

## (4) 実効性のある計画の推進（実効性）

- ・ 社会経済情勢等の変化に対応できる機動的な進行管理や、分かりやすい評価手法で PDCA サイクルを実践し、実効性のある計画を目指す。

## (5) 上位計画等との整合性の確保（整合性）

- ・ 次期基本計画の上位計画となる 4 次基本計画（策定中）の内容との整合を図るほか、久留米市地方創生総合戦略とも連携した、シナジー効果が発揮できる計画を目指す。

## 7 策定体制

### (1) 審議会

多様な視点からの意見を反映した計画とするため、久留米市文化芸術振興基本条例（平成 18 年 3 月 30 日久留米市条例第 17 号）及び久留米市文化芸術振興審議会規則（平成 18 年 3 月 31 日久留米市規則第 35 号）に基づく「久留米市文化芸術振興審議会」に諮問し、答申を受ける。

### (2) 庁内体制

審議会の事務局を市民文化部文化振興課が担い、庁内関係各課等との意見交換を随時行いながら、原案作成等を進める。

### (3) その他

文化芸術基本法第 7 条の 2 第 2 項の定めにより、教育委員会からの意見聴取を行う。

## 8 市民参画

市民との協働による計画づくりの観点から、計画策定過程への市民参画を推進しながら、次期基本計画を策定するものとする。 ※ 以下例示

- ・ 審議会への市民公募委員の参画
- ・ 市民意識調査（市政アンケートモニター「くるモニ」）の実施
- ・ 関係団体との意見交換会の開催（ヒアリングの実施）
- ・ パブリックコメントの実施

## 9 策定スケジュール

別紙のとおり

## 10 決定方法

久留米市文化芸術振興審議会に諮問し、答申を経た後、市長が決定する。

■ 次期久留米市文化芸術振興基本計画策定スケジュール

年度	月	策定項目	市民（関係団体）	庁内	文化芸術振興審議会	市議会（教育委員会）	
平成30年度		・ 評価実施	・ 市民意識調査		※計5回開催予定		
令和元年度	4月	・ 現基本計画の総括 ・ 基本方針策定		・ 政策評価の実施 ・ 現基本計画の総括 ・ 次期基本計画策定にあたっての基本方針(案)の作成			
	5月						
	6月						
	7月	上旬				【7月】 ・ 諮問 ・ 総括の審議 ・ 基本方針審議	
		中旬					
		下旬					
	8月	上旬	・ 次期基本計画骨子策定		・ 次期基本計画策定にあたっての基本方針の策定 ・ 次期基本計画骨子(案)の作成	【8月】 ・ 骨子(案)の審議	
		中旬					
		下旬					
	9月	上旬					【9月】 ・ 協議会 (現基本計画の総括、次期基本計画の骨子)
		中旬					
	10月	上旬	・ 次期基本計画原案策定		・ 骨子の策定 ・ 次期基本計画原案の作成	【10月】 ・ 次期基本計画原案の審議	
		中旬					
		下旬					
	11月	上旬				【11月】 ・ 次期基本計画原案の審議	(教育委員会) 【11月】 ・ 意見聴取
		中旬					
	12月	上旬	・ 次期基本計画策定 ・ 評価実施	・ パブリックコメントの実施 (関係団体) ・ 原案の説明意見交換	・ パブリックコメント等の意見を踏まえた原案修正		【11月】 ・ 所管事務調査 (次期基本計画の素案、意見聴取の開始)
		中旬					
下旬							
1月	上旬				【2月】 ・ 次期基本計画原案最終審議	【1月】 ・ パブコメ・関係団体意見報告	
	中旬						
2月	上旬		・ 市政アンケートモニターの実施	・ 次期基本計画の策定	【2月】 ・ 答申		
	中旬						
3月	上旬	・ 議会報告 ・ 広報	・ 市HPへの掲載(議会報告後) ・ 広報くろめへの記事掲載			【3月】or【4月】 ・ 次期基本計画最終報告	
	中旬						
令和2年度	4月						
	上旬						
	中旬						

■ 次期久留米市文化芸術振興基本計画策定体制

